

補助金交付要望の第2次募集について



東日本大震災で被災された製造業者の皆様へ

震災で甚大な被害を受けた製造業者（中小企業者）の皆様への事業再開・継続を支援するため、生産施設及び生産設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金

対象者

県内での事業再開又は継続を目指す中小製造業者
ただし、下記（１）及び（２）に該当するものを除く

（１）下記①～③のいずれかに該当する中小製造業者（みなし大企業）

- ①発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- ②発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること

（２）本事業や県で実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連復旧・復興補助事業の交付決定を受けたもの

対象要件

次のいずれの要件にも該当すること

一 本事業により、次のいずれにも効果が見込まれること

- ア 当該中小製造業者の生産能力の早期復旧に資する事業であること
- イ 当該中小製造業者の雇用維持に資する事業であること
- ウ 被災地域の復旧に資する事業であること

二 東日本大震災により下記「対象経費」の生産施設及び生産設備の全部又は一部に甚大な被害が生じていること

対象経費

東日本大震災により損壊若しくは滅失した対象者の所有する生産施設及び生産設備のうち、事業再開・継続に必要な不可欠であり、県内で直接生産活動に利用される生産施設（工場・作業場・倉庫）及び生産設備（機械・装置）の修理、建替・入替に要する経費

※ 発災以降の経費で交付決定前に行われたものであっても、写真や書類等による確認が可能であり、県が適正と認めた場合には対象となります。

補助率・補助限度額

補助対象経費の1/2以内【対象経費に消費税分は含みません】
補助上限額：2,000万円／補助下限額：100万円

《募集期間》

平成24年1月10日(火)から平成24年1月27日(金)午後5時まで【必着】
提出書類や提出先などの詳細については、下記ホームページでご確認ください。

宮城県食産業振興課URL：<http://www.pref.miyagi.jp/syokushin/>

宮城県新産業振興課URL：<http://www.pref.miyagi.jp/shinsan/>

本事業における留意事項

- ◆ 今回の補助金交付要望の提出書類である補助事業計画において記載されているもので、本事業の対象として県が認めた生産施設・生産設備のみが補助対象となります。（要望書類提出後の追加・変更は原則としてできません。）
- ◆ 補助対象経費には消費税分は含まれません。
- ◆ 補助事業における支払にあたっては回し手形（裏書譲渡された手形）の使用は認めておりません。
- ◆ 予算の範囲内で地域の被災状況等を勘案し、採択に相当する中小製造業者を決定します。したがって、要件を満たした場合でも採択相当とされない場合があります。

<補助の対象とならない主な経費>

- 借りている生産施設及び生産設備に対する経費
補助事業者の所有ではないものに対する修理や追加工事等の経費は対象にはなりません。
- 貸し出すための生産施設及び生産設備に対する経費
- 仮設（一時的・暫定的な利用）に要する経費
- 土地の整地・嵩上げ、がれきの撤去、被災建物・被災設備の解体撤去・処分に要する経費
- 事務所・休憩所に要する経費
生産施設と一体での建替（例 事務所兼工場）の場合は、生産施設に係る金額（全体経費に生産施設の占める床面積の割合を乗じて得られる金額）となります。なお、階層や構造が異なり明確に分離ができる場合は、その算出方法でも可とします。
- 備品、什器、工具、車両（作業車含む）に要する経費
パソコン等の事務用品は対象にはなりません。
ただし、生産活動を再開・継続する上で必要不可欠なソフトウェア（例 CAD）については対象となります。
エアコンについては、生産活動を再開・継続する上で必要不可欠な場合のみ対象となります。

《採択相当とされた場合の補助金交付申請にあたっての注意事項》

この公募において採択相当とされた場合は、改めて県に対し補助金交付申請の手続きをしていただきますが、以下の要件を満たさない事業者は補助金交付申請をすることができません。

- 補助事業の対象となる“生産施設”や“生産設備”が県内に所在していること
- 県税に未納がないこと
【交付申請時に納税証明書の提出を求めます】
- 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと
【交付申請時に誓約書、役員等名簿の提出を求めます】

問い合わせ先

- ◆ 食品製造業者 宮城県農林水産部食産業振興課 食品製造業復興支援チーム
電話：022（211）2963
- ◆ 上記以外の製造業者 宮城県経済商工観光部新産業振興課 新産業支援班
電話：022（211）2722